破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第１１９号
茨城県高萩市大字上手綱1623番地
破産者　瀧　　光明
1　決定年月日　平成22年４月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２１年（フ）第６１４号
静岡市駿河区広野２丁目17番14―１号、旧住所静岡市葵区瀬名５丁目５番６号
破産者　斉藤　廣信
1　決定年月日　平成22年４月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５２３号
金沢市野町３丁目23番２号、開始決定時の住所金沢市野町４丁目６番43号
破産者　廣澤　健治
1　決定年月日　平成22年４月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第２９２１号
愛知県知多市にしの台２丁目1401番地の２マミーナ１号館101、開始決定時の住所愛知県知多市南巽が丘２丁目16番地
破産者　阿知波政勝
1　決定年月日　平成22年４月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第６７２号
宮崎市青島５丁目７番21号
破産者　時盛美保子
1　決定年月日　平成22年５月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５６１号
宮崎県児湯郡川南町大字平田1402番地29
破産者　河辺　睦雄
1　決定年月日　平成22年５月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２１年（フ）第１６７７号
横浜市中区山下町12番地２―517号室
破産者　昌山　秀男
1　破産債権の届出期間　平成22年６月７日まで
2　一般調査期日　平成22年８月18日午後１時30分
平成22年５月６日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２３５４号
福岡市博多区中洲２丁目５番17号
破産者　點心世界こと　瀬川　達雄
1　破産債権の届出期間　平成22年６月９日まで
2　一般調査期日　平成22年７月２日午後１時30分
平成22年４月26日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第９６５０号
最後の住所大阪府高槻市唐崎中１丁目10番７号
破産者　被相続人亡西マリ子相続財産
1　破産債権の届出期間　平成22年６月10日まで
2　一般調査期日　平成22年７月15日午後４時
平成22年４月30日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１３０３号
福岡県古賀市花見南２丁目７番16号
破産者　篠崎　和子
1　破産債権の届出期間　平成22年６月10日まで
2　一般調査期日　平成22年９月17日午前10時20分
平成22年４月27日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第８８１号
岡山県倉敷市児島小川９丁目７番31号
破産者　二宮　達也
1　破産債権の届出期間　平成22年６月18日まで
2　一般調査期日　平成22年７月21日午前10時50分
平成22年５月６日
岡山地方裁判所第３民事部

債権者集会招集

平成２０年（フ）第２３１号
愛媛県新居浜市庄内町２丁目２番18号
破産者　矢野けい子
1　期日　平成22年６月21日午後１時30分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年５月６日　松山地方裁判所西条支部

平成２０年（フ）第８２１号
愛知県西尾市肴町26番地
破産者　渡辺製茶株式会社
1　期日　平成22年６月28日午後２時20分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年５月６日
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成１９年（フ）第４２８６号
大阪市中央区北浜３丁目１番22号あいおい損保・淀屋橋ビル
破産者　株式会社ＮＡＪ
1　期日　平成22年６月28日午後２時
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年５月６日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第６３５９号
大阪府岸和田市臨海町３番地
破産者　梶野石油株式会社
1　期日　平成22年７月21日午前10時
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年５月６日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第７０３号
愛媛県喜多郡内子町本川2990番地、住民票上の住所愛媛県喜多郡内子町本川3013番地
破産者　福森チヱ子
1　期日　平成22年６月24日午後１時30分
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年５月６日　松山地方裁判所

平成２０年（フ）第８１１号
東京都世田谷区砧３丁目34番25号　ドーミー祖師谷大蔵内、開始決定時の住所愛媛県喜多郡内子町本川3073番地
破産者　福森　秀樹
1　期日　平成22年６月24日午後１時30分
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年５月６日　松山地方裁判所

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２０年（フ）第２４８号
山口県防府市国衙４―８―27、開始決定時の住所山口県防府市自由ヶ丘１丁目７番16号
破産者　中村　龍彦
異議申述期間　平成22年６月９日まで
平成22年５月６日
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１５６号
山口市小郡上郷2731番地２
破産者　志賀　　務
異議申述期間　平成22年６月９日まで
平成22年５月６日
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１７１号
山口県熊毛郡田布施町大字麻郷996番地５
破産者　中谷　照夫
異議申述期間　平成22年６月15日まで
平成22年５月６日　山口地方裁判所岩国支部

平成２１年（フ）第４８号
福岡市博多区東那珂１丁目12番３号
破産者　五賀　隆士
異議申述期間　平成22年６月28日まで
平成22年４月26日
福岡地方裁判所第４民事部